

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年9月8日改定）

掲載日 2025年9月3日

■キャッシュカード規定

現 行	改定後
<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) カード等は、他人に使用されないよう保管してください。カード等の偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等によりカード等が他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、預金者は、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。ただし、代理人のカードの場合は、代理人（第9条第1項の代理人をいいます。以下同じとします。）についても届け出ることができます。</p> <p>(4) 前項の届出を受けたときは、直ちにカード等による貯金の払戻し、振替若しくは振込又は担保貯金振替預入を停止する措置を講じます。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) カード等は、他人に使用されないよう保管してください。カード等の偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等によりカード等が他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、預金者は、当行所定の方法により、速やかに本支店等又は当行所定の受付場所に届け出てください。ただし、代理人のカードの場合は、代理人（第9条第1項の代理人をいいます。以下同じとします。）についても届け出ることができます。</p> <p>(4) 前項の届出を受けたときは、当行所定の方法による確認後、直ちにカード等による貯金の払戻し、振替若しくは振込又は担保貯金振替預入を停止する措置を講じます。</p> <p>(5)～(7) (同左)</p>

■ゆうちょ IC キャッシュカード Suica 規定

現 行	改定後
<p>5 本カードの盗難・紛失等</p> <p>(1) 本カードの偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等により本カードが他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに次により届け出てください。</p> <p>① キャッシュカード機能については、預金者は当行所定の方法により、書面によって本支店等に届け出てください。ただし、代理人カードの場合は、代理人（前条第1項の代理人をいいます。以下この条、次条第2項及び第7条第2項において同じとします。）についても届け出ることができます。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 前項の届出を受けた場合は、直ちに当行は当該本カードによる貯金の払戻し停止又は振替若しくは振込の停止の措置を行い、JR東日本は、「Suica利用特約」の定めるところにより本カードのSuica機能の停止の措置を講じます。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>5 本カードの盗難・紛失等</p> <p>(1) 本カードの偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等により本カードが他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに次により届け出てください。</p> <p>① キャッシュカード機能については、預金者は当行所定の方法により、本支店等又は当行所定の受付場所に届け出てください。ただし、代理人カードの場合は、代理人（前条第1項の代理人をいいます。以下この条、次条第2項及び第7条第2項において同じとします。）についても届け出ることができます。</p> <p>② (同左)</p> <p>(2) 前項の届出を受けた場合は、当行は、当行所定の方法による確認後、直ちに当該本カードによる貯金の払戻し停止又は振替若しくは振込の停止の措置を行い、JR東日本は、「Suica利用特約」の定めるところにより本カードのSuica機能の停止の措置を講じます。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>

以 上